

公契約条例に係るアンケートの実施 結果報告

1 調査目的

条例の施行から約4年が経過し、条例の適用による効果の検証と対象従事者の賃金実態を把握するため、アンケートを実施

2 実施期間

平成31年2月（調査票の配布、回収、集計） 平成31年2月～3月（分析まとめ、報告書作成）

3 調査対象（受注者）

平成28・29・30年度 工事請負契約 20件（14件） 平成30年度 業務委託契約 31件（26件） 平成30年度 指定管理協定 5件（5件） 合計 56件（45件）

4 回収結果

平成28・29・30年度 工事請負契約 10件（7件） 平成30年度 業務委託契約 22件（15件） 平成30年度 指定管理協定 5件（3件） 合計 37件（25件） 回収率66%（56%）

5 主な設問と回答

(1) 条例の効果の検証について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
①受注者から従事者への周知方法 → 「口頭により説明」が65%（84%）	口頭による説明の割合が減少。	従事者が条例に関心を持ち、理解しやすい効果的な周知方法を取り入れるとともに、受注者の負担軽減を検討する。
②周知カードによる周知方法の事務負担 → 「あまり変わらない」が38%（「やや負担」が48%）・「かなり負担」が35%（12%）	周知カードの配付について、負担感が増している。	
③従事者から受注者への相談、問い合わせ → 「なかった」が92%（92%）	工事請負契約と業務委託でそれぞれ1件の問い合わせがあった。	
④労務台帳作成などの事務負担 → 「やや負担」30%（36%）「かなりの負担」は46%（36%）	受注者は、労務台帳の作成等について、負担と感じている。	労務台帳作成の負担感は相変わらず高く、負担軽減策を講じる必要がある。
⑤事務負担軽減のための方法（新規） → 「労務台帳作成月の削減」が57%、「労務台帳提出回数削減」が43.2%、「周知方法の簡略化」が38%	台帳作成月数の削減の要望が最も多いが、それ以外の簡略化についても軽減の要望がある。	台帳作成月数の軽減を図る。
⑥賃金を上げた従事者の有無 → 「いない」が78%（92%）「いた」は14%（4%） ※14%の内訳は⑦	引き上げた業種がなにであったかは不明。引き上げは一部にとどまっており、賃金下限額を引き上げる余地はまだあるものと考えられる。	今後、賃金下限額を検討する場合の判断材料の一つとする。
⑦賃金を上げた従事者の割合 → 「1割未満」が1社、「5割以上」が2社		
⑧労働意欲への効果の有無 → 「有」が8%（16%）、「無」が24%（32%）、「どちらともいえない」が57%（48%）	労働意欲の向上につながるかどうかの明確な考え方が減少し、どちらともいえないとの回答が増加した。	条例の周知を徹底し、条例を浸透させる。
⑨生活安定への結び付き → 「そう思う」が22%（16%）「思わない」が24%（32%）「どちらともいえない」が43%（52%）	条例が生活安定につながると考える割合が増加している。	
⑩下請負者の社会保険の加入の確認方法 → 「労務台帳で確認」と「口頭で確認」が59%（60%）	社会保険証等の確認など徹底した調査は行っている。社会保険に加入しない一人親方には指導も行っており、社会保険加入の取り組み強化がうかがえる。	国等の指導により、社会保険加入の取り組み強化が行われている。
⑪一人親方の社会保険の加入の確認方法（自由回答8件（6件）） ・労務安全に関する提出書類（2件）、労災保険等特別加入者証（2件）、口頭確認後加入確認資料提出、名簿作成時に書面で確認等。		
⑫従事者の人数や構成 → 人数が「変わらない」が78%（83%）、構成が「変わらない」が59%、「若年減高齢増」が26%	一部で若年労働者が減少し、その分高齢労働者が増加している。人数は約8割が変わらないとしている。	人員削減等を行われておらず、賃金増の余地はまだあるものと考えられる。
⑬意見要望（自由回答6件（1件）） ・労働条件改善の取組は必要だが、確認手段・作業量の見直し、簡素化を求めるもの（3件）。下限額の設定（1件）。周知方法の見直し（1件）。	公契約条例の事務負担を訴える意見であり、事業者によっては、負担が大きいことがわかる。	受注者に対して条例の趣旨の理解と協力を求めていくとともに、適用範囲を拡大するにあたって負担軽減策を講じる必要がある。
⑭外国人従事者の国籍 ・工事 無回答 1件 ・委託 「中国」2件 ・指定管理 「スウェーデン」1件・「ミャンマー」1件・無回答 1件	人数は不明ながら、外国人従事者が存在することが明らかになった。	外国人向けの周知方法について、使用言語を検討する必要がある。

※（ ）内は前年度の内容

(2)賃金実態調査の結果について

集計結果	集計結果の分析	集計結果に対応した今後の取組み
<p>①工事請負(賃金下限額：設計労務単価の86%) ・設計労務単価の88%～189%(76%～97%)平成28年度契約締結案件</p> <p>②業務委託・指定管理(賃金下限額：1,042円/時間(967円/時間)) ・業務委託 1,042円/時間～3,607円/時間(967円/時間～2,952円/時間) ・施設管理業務の設備点検保守、警備員、清掃員、その他の賃金が下限額と同額(1,042円)となっている。 ・指定管理 970円/時間～3,996円/時間 ・970円は、基本協定締結年度が28年度の指定管理者。29年9月までの最低賃金は上回っている</p>	<p>工事請負については、賃金に関する設問に対する回答が、平成28年度に締結した1者からのみであったため、有効な指標が得られなかった。 業務委託・指定管理については、昨年度より差は減少したとはいえ、職種による賃金のバラツキがみられる。</p>	<p>賃金支払いの確認については、労務台帳の賃金支払い部分までの提出を求めて確認している。実態調査方法を含め、条例遵守の確保策を検討していく。 業務委託・指定管理についても賃金実態を把握するための資料として、調査対象職種等を検討する。</p>

※ ()内は前年度の内容